

令和5年5月2日
南教指第322号

南城市内各幼小中学校
園長・校長 殿

南城市教育委員会
教育長 具志堅 兼栄
[公印省略]

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

平素より、本市の教育行政及び新型コロナウイルス感染症防止対策にご尽力いただき感謝申し上げます。
さて、みだしの件について、国・県からの通知に伴い見直しが行われます。
つきましては、本市においても下記の通知に準じた対応となりますので、各学校（園）においては適切な対応をお願いいたします。

記

[関係通知等]

- ・5類感染所への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）[教保第171号2023.4.28]
- ・学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン(令和5年5月改訂版)
- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）

- 1 学校において平時から求められる感染症対策について
 - (1) 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握 ※毎日の体温チェックや提出の取り組みは不要
 - (2) 適切な換気の確保
 - (3) 児童生徒等への指導[持ち物（清潔なハンカチ・ティッシュ等）、手指衛生、咳エチケット等]
- 2 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準について（学校保健安全法施行規則）

発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまでを基準とする。
※無症状の感染者については、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とする。
- 3 学校で感染者が確認された場合の対応について
学校で児童生徒等や教職員の感染者が確認された場合は、校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇等の取得により出勤させないようにする。
- 4 診断の出ていない児童生徒等への対応について
発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには登校しないことの周知・呼びかけを行う。この場合、出席停止の扱いとすることはできない。

以上

[本件担当] 南城市教育委員会
教育指導課 TEL 098-917-5364